

- (一) 退職金ノ額也
- (二) 交替自林業日ノ出入自由
- 五半迄イヌムコト
- (三) 女工年次番ノ門廻マ平況其初歳イニ同番番ノ門廻マ翌日
- (四) 門廻ノ額也
- 同宿舎ノ処善
- (五) 交替日ニ齋禁スルコト
- (六) 遊業中齋禁初開歸期齋禁
- (七) 抽字以代ヘテ齋禁スルコト
- (八) 齋禁マ撤回ニスルコト
- (九) 齋禁ノ処善
- (十) 利廻器器マ輝業際イ臨々公謝年當マナスコト
- (十一) 公謝除替ニ日儀ノ全儀支儀

相商法人協同會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

- (十二) 國許ヨリ急電ノ來タル際ハ醫師ノ許可ナクトモ歸國セシメルコト
- (十三) 退舎ノ自由
- (十四) 早引ノ自由
- (十五) 女工ヲシテ便所ヲ掃除セシメザルコト
- (十六) 女工ノ用便度數ニ制限ヲ加ヘザルコト
- (註、例ヘバ織布部ハ午前中用便ノタメニ部署ヲ離レル度數ヲ二回ト制限シテアルコト)
- (十七) 裁縫臺ヲ備ヘルコト
- (十八) 女工手中寄宿舎用品ノ會社負擔
- (十九) 男工寄宿ノ門限ノ自由
- (二十) 男工寄宿舎ノ洗濯用スチームヲ通スコト
- (二十一) 午前四時ノ起床ヲ何等カノ方法ヲ知ラスコト
- (二十二) 部屋ヲ掃除セシメザルヤウニスルコト